

## 居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る報告について

\* 計画件数が1件であっても、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えた場合は、報告書の提出が必要となります。

作成した結果、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えた場合は、『報告書』の他に『報告書(別紙)』についても作成し、提出してください。

なお、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えており、「正当な理由の判断基準」に該当しない場合には、減算が必要となります。詳しくは、別掲「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準等の改定について」を確認してください。

### ○ 80%を超えなかった場合

『報告書』は、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えず、提出不要の場合であっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で5年間保管しておいてください。

### ○ 80%を超えた場合

対象の4サービスを位置付けたプランのうち、いずれかひとつでも紹介率最高法人の紹介率が 80%を超える場合は、4サービス分の『報告書』と、80%を超えたサービスごとの『報告書(別紙)』を作成し、市に提出するとともに、その控えを事業所内で5年間保管しておいてください。

## 判定期間等

### 【① 前期】

判定期間	3月1日～8月末日
報告書等作成・提出期限	9月15日(必着)
減算適用期間	10月1日～3月末日

### 【② 後期】

判定期間	9月1日～2月末日
報告書等作成・提出期限	3月15日(必着)
減算適用期間	4月1日～9月末日